6　Summary

⑴　Contracting entity : Kazuhide Kinugawa, Senior Managing Executive Officer JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature of the products to be purchased : Enforcement of the official daily gazette notification to affect an electric tender notice to use in Mita building

⑷　Prearrangement period of delivery : To be specified later

⑸　Delivery place : To be specified later

⑹　Time limit of tender : 2 : 00 PM 13 October 2015

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have Grade A or B “Manufacture of product” or have Grade A or B “Sale of product”, in terms of the Qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency) or JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.’ Qualification

⑻　Contact point for the notice : Yasunori Hirota, General Affairs Department, JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Iino-building 12F 1―1 Uchisaiwaicho, 2-chome Chiyoda-ku, Tokyo 100―0011 TEL 03―5532―9778

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成 27 年 8 月 20 日

支出負担行為担当官

厚生労働省年金局事業企画課長　赤澤　公省

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

平成27年６月１日付（号外政府調達第100号・11ページ）掲載の入札公告「年金業務システム（個人番号管理サブシステム等）に係る設計・開発等業務（２次開発情報連携分）一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 8 月 20 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　石橋　良啓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成27―28年度国分川橋上部工事

⑶　工事場所　高知県高知市高須砂地地先

⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝380m、橋長Ｌ＝90.2m、橋梁形式２径間連続鋼床版箱桁橋（ＫＢＰ５～ＫＢＰ７）、最大支間長Ｌ＝43.0m、幅員Ｗ＝24.0m～29.575m、架設工１式（多軸式特殊台車による一括架設工法及びトラッククレーン架設工法）

⑸　工期　平成29年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,300ｔ

⑺　工事の実施形態

１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

８）本工事は標準歩掛のない歩掛を、見積もりに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年８月20日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成27―28年度国分川橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格の内、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成12年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加申請者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成12年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。また、製作と架設が別契約の場合は合わせて１件の工事と見なす。

下記のア）からエ）の要件をいずれも満たす橋梁工事

ア）道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ）最大支間長が30m以上であること。

エ）架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法（クローラクレーン）

・トラッククレーン（クローラクレーン）ステージング工法

ただし、上記ア）からエ）は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任期間としては、現地での架設工事の作業期間とし、平成28年７月上旬から平成29年２月中旬を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成12年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、競争参加資格申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成12年度以降に元請けとして、同種工事の架設の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。